

国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第7回総会

**SAGA  
2023**

国スポ・全障スポ  
**新しい大会へ。**

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年7月21日（火）  
ホテルマリターレ創世 佐賀  
グランデピアツツア

# 第7回総会 資料目次

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会

第7回総会 式次第…………… 1

## 【報告事項】

1 委員・役員の変更について	……………	2
2 第10～12回常任委員会における審議決定事項について		
決定事項① 国スポ(正式競技)会場地の第6次内定について	……………	5
決定事項② 全障スポ(正式競技)会場地の第6次内定について	……………	6
決定事項③ 国スポ(正式競技)会場地における実施種別の決定及び変更について	……………	7
決定事項④ 国スポ(公開競技)の会場地内定について	……………	8
決定事項⑤ デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地(1・2次)内定について	……………	9
決定事項⑥ 開催準備総合計画(第3次)について	……………	10
決定事項⑦ 県民運動基本方針及び県民運動基本計画について	……………	11
決定事項⑧ 式典基本構想について	……………	13
決定事項⑨ 第1次競技施設整備計画について	……………	23
決定事項⑩ 競技施設基準の改正について	……………	24
決定事項⑪ 輸送・交通基本計画について	……………	25
決定事項⑫ 警備・消防専門委員会の設置について	……………	31
決定事項⑬ 警備・消防防災基本方針について	……………	32
決定事項⑭ 専門委員会規程の改正について	……………	33

## 【審議事項】

第1号議案 令和元年度事業報告(案)について	……………	38
第2号議案 令和元年度補正予算の専決処分について	……………	43
第3号議案 令和元年度収支決算(案)について	……………	44
第4号議案 令和2年度事業計画(案)について	……………	46
第5号議案 令和2年度暫定収支予算の専決処分について	……………	49
第6号議案 令和2年度収支予算(案)について	……………	50
第7号議案 会則等の改正(案)について	……………	51

## 《参考資料》

佐賀県準備委員会委員名簿	……………	57
佐賀県準備委員会会則	……………	63
佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項について	……………	67
佐賀県準備委員会専門委員会規程	……………	68

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会 第7回総会 式次第

日 時：令和2年7月21日(火)14:30～

場 所：ホテルマリターレ創世 佐賀 グランデピアツツア

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 報告事項

1 委員・役員の変更について

2 第10～12回常任委員会における審議決定事項について

決定事項 国スポ(正式競技)会場の第6次内定について

決定事項 全障スポ(正式競技)会場の第6次内定について

決定事項 国スポ(正式競技)会場における実施種別の決定及び変更について

決定事項 国スポ(公開競技)の会場内定について

決定事項 デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場(1・2次)内定について

決定事項 開催準備総合計画(第3次)について

決定事項 県民運動基本方針及び県民運動基本計画について

決定事項 式典基本構想について

決定事項 第1次競技施設整備計画について

決定事項 競技施設基準の改正について

決定事項 輸送・交通基本計画について

決定事項 警備・消防専門委員会の設置について

決定事項 警備・消防防災基本方針について

決定事項 専門委員会規程の改正について

### (2) 審議事項

第1号議案 令和元年度事業報告(案)について

第2号議案 令和元年度補正予算の専決処分について

第3号議案 令和元年度収支決算(案)について

第4号議案 令和2年度事業計画(案)について

第5号議案 令和2年度暫定収支予算の専決処分について

第6号議案 令和2年度収支予算(案)について

第7号議案 会則等の改正(案)について

### (3) その他

## 4 閉 会

## 《報告事項①》

### 委員・役員の変更について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会委員の変更について、次のとおり報告いたします。

#### 【副会長】 (敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
落合 裕二	白水 敏光	佐賀県教育委員会教育長
陣内 芳博	井田 出海	佐賀県商工会議所連合会会長

#### 【常任委員】 (敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
岡口 重文	大場 芳博	佐賀県議会副議長
大場 芳博	八谷 克幸	佐賀県議会地域交流・県土整備常任委員会委員長
大川内 直人	川久保 三起子	佐賀県健康福祉部部長
杉内 由美子	三田 豪士	佐賀県警察本部本部長
渡邊 成樹	松尾 敏実	佐賀県高等学校長協会会長
吉松 幸宏	陣内 恵二	佐賀県私立中学高等学校校長会会長
久保 和彦	富永 英美	佐賀県小中学校校長会会長
島 一満	下平 博明	佐賀県中学校体育連盟会長
江崎 正徳	金子 晴雄	(公社)日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長
西久保 敏	徳永 重昭	佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
松永 啓介	池田 秀夫	(一社)佐賀県医師会会長
南里 玲子	内田 素子	(公社)佐賀県看護協会会長
陣内 芳博	井田 出海	(福)佐賀県社会福祉協議会会長
山田 聡	里浦 徹	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長
山口 七重	三苦 紀美子	佐賀県地域婦人連絡協議会会長
植松 真理子	内田 伸也	佐賀県連合青年団団長

#### 【委員】 (敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
定松 一生	岡口 重文	佐賀県議会総務常任委員会委員長
原田 寿雄	古賀 陽三	佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
古賀 陽三	定松 一生	佐賀県議会農林水産商工常任委員会委員長
進 龍太郎	大川内 直人	佐賀県政策部部長
脇山 行人	進 龍太郎	佐賀県総務部部長
原 惣一郎	落合 裕二	佐賀県県民環境部部長
寺島 克敏	澤田 斉司	佐賀県産業労働部部長
平尾 健	逢坂 謙志	佐賀県県土整備部部長
吉原 修	友永 仁志	佐賀県関西・中京事務所所長
川原田 裕明	武藤 恭博	佐賀市議会議長
森山 林	齊藤 正治	鳥栖市議会議長
山口 昌宏	杉原 豊喜	武雄市議会議長
中野 均	山口 義文	神崎市議会議長
田中 俊彦	園田 邦広	みやき町議会議長
三根 徹	立石 正徳	九州運輸局佐賀運輸支局支局長
林 亮治	本田 雄一	唐津海上保安部部長
安藤 和幸	宮本 善弘	自衛隊佐賀地方協力本部本部長
兒玉 浩明	宮崎 耕治	(大)佐賀大学学長
久木野 憲司	福元 裕二	(学)永原学園 西九州大学学長
渡邊 成樹	松尾 敏実	佐賀県高等学校野球連盟会長
福岡 淳二郎	浪瀬 隆一	(一社)佐賀県サッカー協会会長
祖岩 亨道	貞松 義人	佐賀県バスケットボール協会会長
藤原 雄	馬場 秀夫	(特非)佐賀県ヨット連盟理事長
上田 雄一	関本 優	佐賀県自転車競技連盟会長
桃崎 峰人	岸本 英雄	佐賀県相撲連盟会長
宮原 敏明	多田 修	佐賀県山岳・スポーツクライミング連盟会長
中山 恵	指山 弘養	佐賀県ゴルフ協会会長
大塚 直樹	古賀 英明	佐賀県障がい者卓球協会会長
戸上 信一	中富 博隆	佐賀県経営者協会会長
松永 功	杉町 謙吾	佐賀県信用金庫協会会長
栢森 久	芹田 泉	佐賀県信用組合協会会長
池田 英雄	古谷 宏	佐賀県信用保証協会会長
馬場 第一郎	古賀 醸治	佐賀県酒造組合会長
門司 達也	寺尾 隆治	(一社)佐賀県歯科医師会会長
福山 隆志	上松 初美	(公社)佐賀県栄養士会会長

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
保田 俊	中島 英明	九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道部部長
焼山 厚志	濱野 昌志	西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所所長
黄 姜麗	—	春秋航空日本株式会社執行役員副社長
石丸 正信	前田 正義	(一社)佐賀県子ども会連合会会長

【監 事】

(敬称略)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
大川内 明子	尊田 重信	佐賀県会計管理者

《報告事項2》

**決定事項①**

(第10回常任委員会決定)

国スポ(正式競技)会場地の第6次内定について

【第78回 国民スポーツ大会】

No.	開催地	競技・種目		種別	開催予定施設
1	大分県 日田市	自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	オートポリス
2	兵庫県 三木市	馬術		成年男子 成年女子 少年	三木ホースランドパーク
3	大分県 由布市	ライフル射撃	50m	全種別	大分県立庄内屋内競技場
			10m/エアースト ームライフル /ビームピストル		湯布院スポーツセンター
4	鹿児島県 湧水町	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場

(種別または会場地の変更)

No.	市町	競技・種目		種別	開催予定施設
1	佐賀市	体操	新体操	<del>少年男子</del> 少年女子	SAGA サンライズパーク

変更前：少年女子

変更後：少年男子、少年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
2	太良町	ソフトボール	少年女子	<del>太良町営野球場</del> 太良町 B&G 海洋センター運動広場

変更前：太良町営野球場、太良町 B&G 海洋センター運動広場

変更後：太良町 B&G 海洋センター運動広場

**全障スポ(正式競技)会場地の第6次内定について****【第23回 全国障害者スポーツ大会】**

No.	市町	競技・種目	開催予定施設
1	佐賀市	バレーボール (聴覚障害者の部)	SAGA サンライズパーク

**決定事項③**

(第12回常任委員会決定)

**国スポ(正式競技)会場地における実施種別の決定及び変更について****【実施種別の決定】**

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
1	唐津市	バスケットボール	<u>成年男子</u>	佐賀県立唐津工業高等学校体育館
			<u>成年女子</u>	唐津市相知天徳の丘運動公園 社会体育館
			<u>少年男子</u>	唐津市立浜玉中学校体育館
			<u>少年女子</u>	唐津市文化体育館
				唐津市鎮西スポーツセンター体育館

<理由>バスケットボールについて、開催予定施設における実施種別は未定であったが、今般、会場地市町及び競技団体との調整が完了したため。

**【実施種別の変更】**

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
2	神崎市	ハンドボール	<del>成年男子</del> ・ <del>少年男子</del>	神埼中央公園体育館

変更前: 成年男子・成年女子

変更後: 成年男子・少年男子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
3	神崎市	ハンドボール	<del>成年男子</del> ・ <del>成年女子</del>	トヨタ紡織九州クレインアリーナ

変更前: 成年男子・成年女子

変更後: 少年男子・少年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
4	神崎市	ハンドボール	<del>成年男子</del> ・ <del>成年女子</del>	佐賀県立神埼高等学校体育館

変更前: 少年男子・少年女子

変更後: 成年男子・成年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
5	小城市	ハンドボール	<u>成年女子</u>	小城市芦刈文化体育館

変更前: 少年男子・少年女子

変更後: 成年女子

No.	市町	競技	種別	開催予定施設
6	吉野ヶ里町	ハンドボール	<del>成年男子</del> ・ <del>成年女子</del>	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)

変更前: 成年男子・成年女子

変更後: 少年男子・少年女子

<理由>各開催予定施設における競技日程について、会場地市町及び競技団体において再調整が行われたため

国スポ(公開競技)の会場地内定について

< 第78回 国民スポーツ大会 公開競技 >

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設
1	唐津市	綱引	唐津市文化体育館
2	鳥栖市	ゲートボール	鳥栖市陸上競技場
3	嬉野市	武術太極拳	嬉野市中央体育館 (U-Spo)
4	基山町	パワーリフティング	基山町総合体育館
5	鹿島市	グラウンド・ゴルフ	蟻尾山公園
6	佐賀市	バウンドテニス	SAGA サンライズパーク
7	武雄市	エアロビック	白岩体育館

決定事項⑤

(第 10・11 回常任委員会決定)

デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場(1・2次)内定について

No.	実施競技	主管団体	開催市町	開催予定施設
1	合気道	佐賀県合気道連盟	佐賀市	SAGA サンライズパーク
2	スカットボール	佐賀県レクコーディネーターの会		SAGA サンライズパーク
3	パークゴルフ	佐賀市パークゴルフ協会		神水川パークゴルフ場
4	ビリヤード	佐賀ビリヤード協会		ビリヤード セッション
5	ラダーゲッター	佐賀市レクリエーション協会		SAGA サンライズパーク
6	ロープ・ジャンプ・X	佐賀県課程認定校連絡協議会		SAGA サンライズパーク
7	スケートボード	佐賀県ローラースポーツ連盟	唐津市	ニタ子三丁目倉庫
8	滝登り	滝登り実行委員会		唐津市七山鳴神の丘運動公園及び滝川川
9	ユニカール	からつ市レクリエーション協会		唐津市文化体育館
10	室内ペタンク	鳥栖市レクリエーション協会	鳥栖市	鳥栖市民体育館
11	スポGOMI	鳥栖市環境保全協議会		鳥栖市内
12	ラージボール卓球	鳥栖市ラージボール卓球協会		鳥栖市民体育館
13	スポーツウエルネス吹矢	佐賀県スポーツウエルネス吹矢協会	武雄市	白岩体育館
14	チャレンジ・ザ・ゲーム	武雄市レクリエーション協会		武雄市立西川登小学校体育館
15	さわやかグラウンド・ゴルフ	佐賀県グラウンド・ゴルフ協会	鹿島市	鹿島市内
16	バグギー	佐賀県レクリエーション協会		鹿島市内体育館
17	スポーツチャンバラ	NPO法人 九州忍者保存協会	嬉野市	嬉野市中央体育館(U-Spo)
18	いごてだま	神崎市レクリエーション協会	神崎市	神崎市内体育館
19	フライングディスク	佐賀県フライングディスク協会		日の隈公園グラウンド
20	アジャタ	吉野ヶ里町スポーツ推進委員会	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町文化体育館(仮称)
21	草スキー	基山町観光協会	基山町	基肄城跡(きざん公園)
22	クッブ	かみみね町レクリエーション協会	上峰町	上峰町体育センター
23	シャッフルボード	かみみね町レクリエーション協会		上峰町体育センター
24	皿かぶり競走	皿山商店会	有田町	有田町内
25	ウォーキング	大町町教育委員会事務局	大町町	大町町内
26	3B体操	公益社団法人日本3B 体操協会佐賀県支部	江北町	佐賀のへそ・ふれあい交流センターネイブル
27	ソフトバレーボール	白石ソフトバレーボール愛好会	白石町	白石社会体育館 白石町立白石中学校体育館
28	マリンスポーツ	太良町体育協会	太良町	太良町 B&G 海洋センター艇庫 太良町人工海浜公園海水浴場

## 開催準備総合計画<第3次>について

開催準備総合計画 第3次（案）は、別紙のとおりです。

○ 赤字が修正箇所です。

### 【主な修正事項及び理由】

(1) <開催手続> 「全障スポ実施競技決定」時期の変更

(令和3年(2021年) 平成30年(2018年))

<理由> 当初予定より早い段階で競技が決定したため。

(2) <式典運営> 「式典基本方針」の削除

<理由> 令和元年(2019年)に策定した、式典基本構想と一体的に策定することとしたため。

その他の修正は、準備の進捗状況や先催県の視察等を踏まえた、スケジュールの見直し、名称等の変更です。

## 県民運動基本方針及び県民運動基本計画について

### 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針

#### 1 目的

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の県民運動は、多くの県民が様々な形で意欲的に大会に参加、協力することにより「県民みんなでスポーツの感動・楽しさを共感できる大会」の実現を目指して展開する。

佐賀大会から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に変わることを契機として、新しいスポーツシーンを佐賀の地から生み出せるよう、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツを「する」、「観る」、「支える」などの様々なスタイルで楽しみながら参加できる大会を創り上げ、大会後には誰もが日常的にスポーツを楽しみ共感しあえるような新しいスポーツ文化の定着を図る。

#### 2 基本目標

##### (1) スポーツをしよう

いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しもう

##### (2) スポーツを観よう

卓越したプレーやひたむきな姿に感動し、その興奮をみんなで共感しよう

##### (3) スポーツを支えよう

選手やスポーツ活動に関心を持って、大会を盛り上げよう

#### 3 県民運動の進め方

(1) 県民運動は、県民一人ひとりの自発的、積極的な活動を基本として推進する。

(2) NPO法人、学校、企業、地域団体、ボランティア団体等の各種団体は、県や県準備(実行)委員会、市町、市町準備(実行)委員会が実施する活動に自発的、積極的に参加するとともに、当該委員会等と協力してこの運動の普及・啓発を行い、それぞれの特性を生かした実践活動に取り組む。

(3) 県準備(実行)委員会は、この運動の推進組織として全県的な方針、計画を定め、様々な普及・啓発活動を行うとともに、市町や各種団体等と連携を図り、県民運動や市町民運動を支援する。

(4) 市町準備(実行)委員会は、市町民運動の推進計画を定め、地域の特性に応じた様々な普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町民運動を推進する。

## 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会県民運動基本計画

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針」に基づき、次のとおり大会開催に向けた全県的な県民運動を推進する。

### 1 主な取組

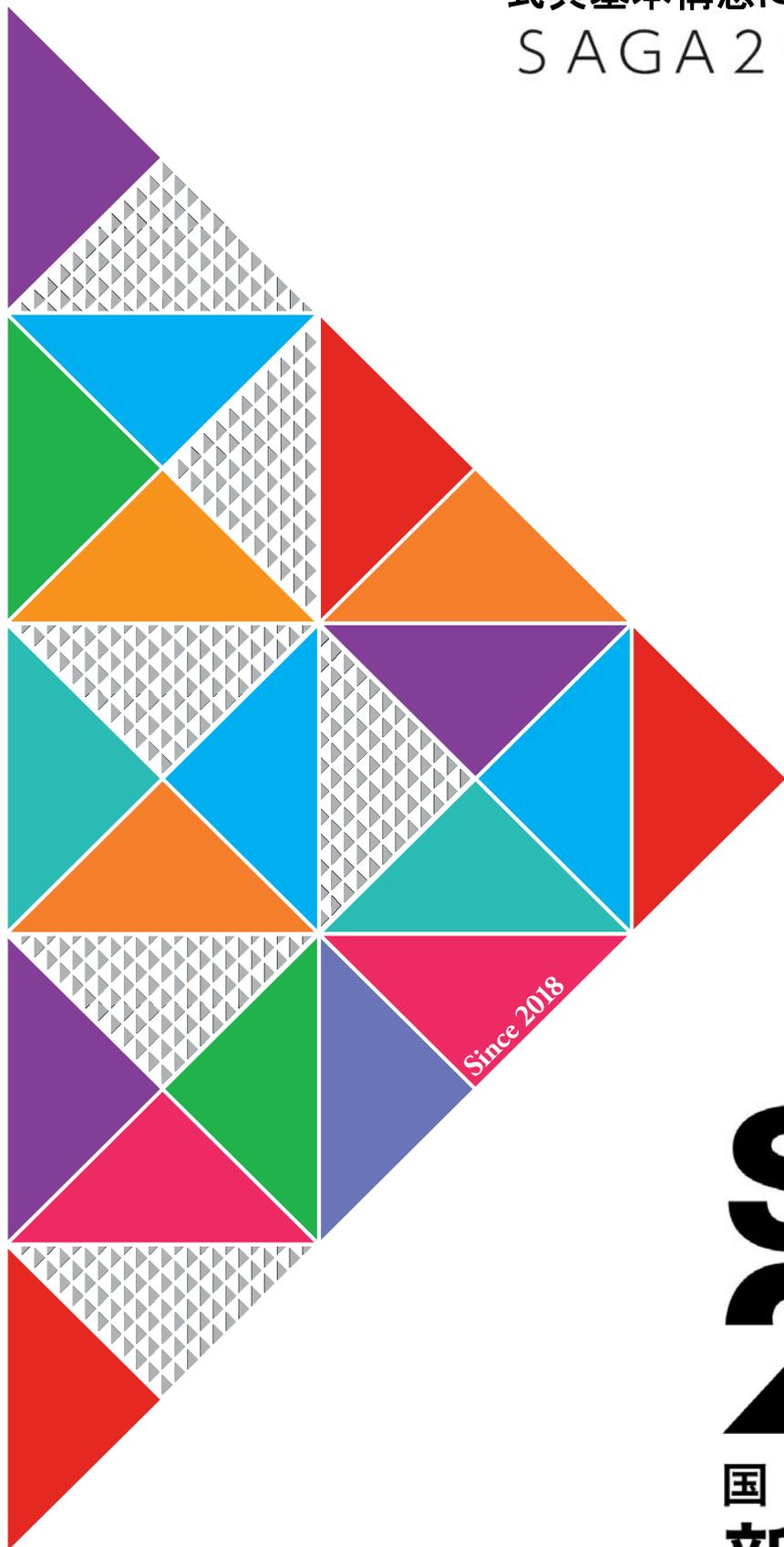
- (1) いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツを楽しもう
  - ・日常生活にスポーツを取り入れる
  - ・スポーツイベント等に参加する
- (2) 卓越したプレーやひたむきな姿に感動し、その興奮をみんなで共感しよう
  - ・スポーツを観戦する
  - ・スポーツに親しむ
- (3) 選手やスポーツ活動に関心を持って、大会を盛り上げよう
  - ・選手やスポーツ活動を応援する
  - ・大会ボランティアや募金・企業協賛で大会を支える
  - ・大会イベント等への参加で大会を盛り上げる
  - ・来県者を歓迎し、佐賀の魅力発信を通したおもてなしをする

### 2 推進スケジュール

年度	年前	事業内容
令和元年度 (2019年度)	4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県民運動基本方針・基本計画の策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県民運動アクションプログラムの策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">情報支援ボランティアの養成</div>
令和2年度 (2020年度) 開催決定	3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各種県民運動の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">広報ボランティアの募集・活動</div>
令和3年度 (2021年度)	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大会運営ボランティアの募集・養成</div>
令和4年度 (2022年度)	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">リハーサル大会の実施</div>
令和5年度 (2023年度) 開催年		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本大会の実施</div>

式典基本構想について

SAGA2023式典基本構想



**SAGA  
2023**

国スポ・全障スポ  
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

## SAGA2023 式典基本構想策定にあたって

---

### スポーツにはさまざまなチカラがあります。

---

スポーツ。それは、人が生き生きと暮らすための大きな一つの要素。スポーツは、楽しいからこそ人々が自ら求めて取り込もうとしてきた人類共通の文化です。競技をする人だけでなく観る人、支える人もいろんなことを学ぶことができ、そして、一步前に進む勇気をもたらえます。青少年の教育として、健康を維持増進するものとして、さらには生きがいとして多くの人々に親しまれています。また、スポーツを通じた地域社会の活性化、国際交流、経済の発展など、スポーツの社会的な価値はグローバルに広がっています。

そのような中、佐賀県では、「SAGA スポーツピラミッド (SSP) 構想」を掲げ、トップアスリートの育成とともに、“する”、“育てる”、“観る”、“支える”といった、それぞれのスタイルで誰もがスポーツを楽しむ文化の裾野の拡大を図り、スポーツの力で世界に誇れる人づくり、地域づくりを進めています。

2023年の佐賀大会より「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変わります。佐賀大会では、愛称「SAGA2023」、メインメッセージ「新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。」を掲げ、名称が変わるだけでなく、大会をより良いものに変えていきたい、スポーツの魅力をより多くの人に伝えたい、そしてスポーツの力で世界に誇れる人づくり、地域づくりにつなげていきたい、との思いを込めて取り組んでいます。

開・閉会式をはじめとする式典は、こうした佐賀県の思いを県内外に発信できる絶好の機会です。そこで、この思いを具体化し、式典全体の共通指針としての基本的な方向性を明らかにするため、「SAGA2023 式典基本構想」を策定します。

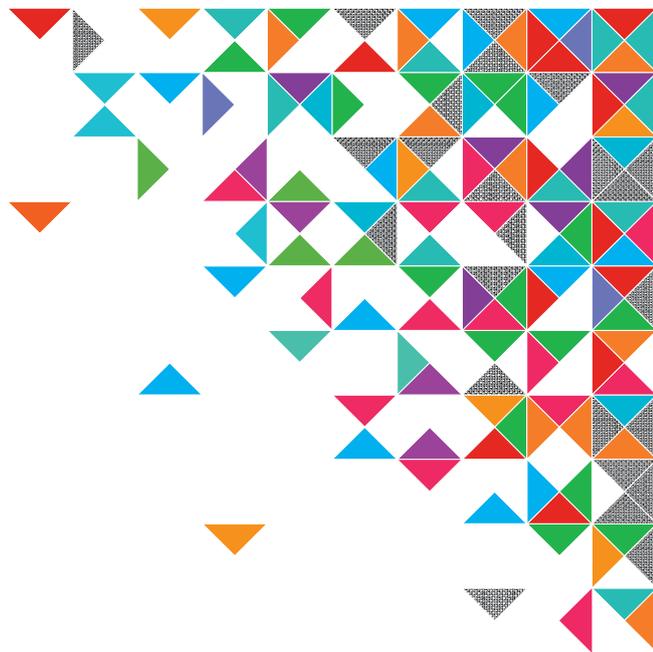
# 目次

CONTENTS

P 3	1. 式典の概要
P 6	2. 式典の構成
P 8	3. 式典準備のスケジュール
最後	大会の愛称・メッセージ

# 1

## 式典の概要



### 1 大会の式典の歴史(国体の開会式から)

戦後間もない1946年に第1回目の大会が開催されて以来、国民体育大会は、国民スポーツの振興とスポーツ文化の発展に貢献してきました。

式典に目を向けると、第1回大会の時はまだ、GHQにより集団的行進、国旗の掲揚や国歌斉唱はご法度とされていて、開会式のプログラムは、「開式宣言、会長挨拶、来賓祝辞、選手宣誓、閉式宣言」で、現在のものと比べると簡素なものであったことがうかがえます。

第2回大会(1947年)では、マスゲーム(集団演技)や大会旗の掲揚を始めとした多くの式典プログラムで構成されるようになります。第1回大会ではかなわなかった選手団の入場行進はこの大会から実施できるようになり、堂々たる入場行進の形は現在まで受け継がれています。第10回大会(1955年)までには大会の開催基準要項がつくられ、それまで慣例として実施されていた式典の項目が明文化されました。開催県が主催に加わることになったのもこの大会からで、式典がより郷土色豊かになっていったと想像できます。また、第12回大会(1957年)では炬火リレーが初めて行われ、この大会以降、式典を通じた大々的な機運醸成のイベントとして確立していきます。さらに第16回大会(1961年)では国体が法的に位置づけられ、いよいよ名実ともに国民のための大会となっていきました。

このように回を重ねるごとに、式典プログラムは少しずつ充実し新しいものを取り入れながら、現在の式典の形ができあがっていきました。

開催県の威信をかけ、華やかな式典が主流となった時代もありましたが、現在は、簡素な式典運営を基本とし、積み重ねられた形は継承しつつ、開催県の趣向を生かしたものが展開されています。

そのような中、「国体」が「国スポ」に変わることを契機に、新しい「国スポ・全障スポ」の式典もいよいよ新たなステージを迎えます。

# 2

## 大会の式典の意義・役割

式典は、大会の始まりと終わりを告げるセレモニー。

厳粛な雰囲気が漂う中、大会に関わる人々がそれぞれの想いを胸に一堂に会し、お互いに敬意を表する場です。

開会式では、大会の成功と選手をはじめとした関係者の活躍を祈念し、閉会式では大会の成功と健闘を称え合います。

また、主催者の大会に対するメッセージを発信する場でもあります。これまでの大会では、開催県の歴史や郷土芸能などの文化の発信を通じて、全国から集まった選手などの歓迎が行われてきました。



若楠国体（1976年）の歓迎演技の1コマ

# 3

## これまでの式典の振り返り

これまでの式典を振り返ると、回を重ねるごとに、新しいものを取り入れながらその形は前例となり、引き継がれてきました。その積み重ねには敬意を表する一方で、

- ▶「既成概念にとらわれすぎているのではないか」
- ▶「形骸化しているものもあるのではないか」

そんな疑問を投げかけてみたいのです。

式典の本来の意義や役割を見つめなおし、これからのスポーツ大会の時代にふさわしい式典の形を考えていきます。



## SAGA2023の式典の使命

### スポーツは、世界共通の人類の文化です。

「スポーツ」には、「体育」が持つ教育的な側面のほか、エンターテインメント性の要素や観る楽しみ、支える喜びといった文化的な概念も含んでいます。すべての人がスポーツに親しみ、スポーツを文化として受容していけば、生活が明るく豊かに、そして活力ある共生社会が実現できるものと期待しています。これらを象徴するものとして、2023年に「国民体育体大会」が「国民スポーツ大会」に名称が変わることが挙げられます。佐賀県ではこれを大きな転換期として捉え、「スポーツ」という言葉にこだわって新しい国スポ・全障スポを創っていきたいと考えています。

スポーツには、「感動する」「魂が揺さぶられる」「一歩前に進む勇気がもらえる」といった大きなチカラがあります。一方で、様々な理由によりスポーツを楽しむことができない人がいることもまた事実です。年齢、性別、障害の有無によるものや、災害等の影響で、スポーツに触れたくても触れることができない人がいることを忘れてはいけません。これらすべての人にスポーツのチカラを届ける大会であってこそ、国民のための大会であり、そのきっかけを2023年の佐賀が握っているのです。

SAGA2023はこれから続いていく新しいスポーツ大会の始まりです。式典の形が、これまで（戦後間もない昭和の時代から平成、令和の時代へと）受け継がれてきたように、SAGA2023の式典の形は、新しい大会の未来へと受け継がれていきます。

新しい大会の式典という形を通して日本の隅々にまでスポーツのチカラを届けることができれば、きっと未来の大会でも、すべての人にずっとスポーツのチカラを届け続けることができると信じています。そのために、「佐賀から変える。佐賀から変わる。式典のカタチ。」

そんな強い意志と夢を胸に、新しい大会の新しい式典を創っていきます。

**新しい式典のカタチのイメージ**

<変える例>

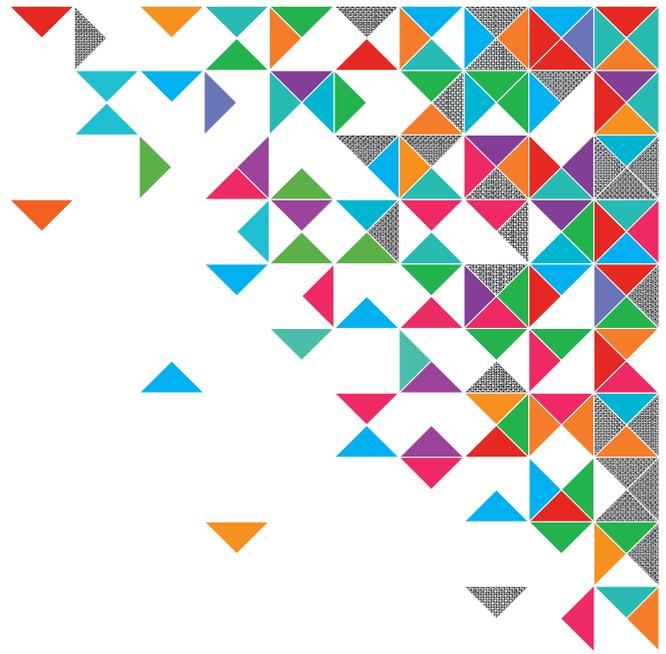
- ・選手団が楽しめる新たな入場シーンの創出
- ・すべての人に届く式典音楽の導入
- ・5Gを活用した映像コンテンツなどの充実
- ・国スポ・全障スポの融合をイメージした演出

<変わる例>

- ・すべての人の式典に対する印象が変わる
- ・式典の取組手法が、次の大会へと継承される

# 2

## 式典の構成



### SAGA2023 の開・閉会式

次の4つの開・閉会式の位置づけを踏まえたうえで、考えられるプログラムを組み合わせたり、かけ合わせたりしてSAGA2023の式典を形にしていきます。

#### 国スポ総合開会式

SAGA2023の日の出とともに  
スポーツのチカラが一つになり、  
新しい国スポ・全障スポの起点となる

#### 国スポ総合閉会式

国スポから全障スポへと継承される  
スポーツのチカラの輝きで、すべての人の想いが  
融合し、佐賀の躍動が加速する

#### 全障スポ開会式

国スポのスポーツのチカラは、  
障害者スポーツ文化との調和により  
多彩なスポーツのチカラに転じる

#### 全障スポ閉会式

スポーツのチカラが次の大会へと引き継がれ、  
SAGA2023を結ぶことで、  
国スポ・全障スポの歴史が動き出す

#### Program



## 参考 開閉会式の関係規定

### ■日本スポーツ協会の開催基準要項：§ 20

「60分以内で、できるだけ簡素なもの」とされ、「下記項目」が規定されています。

国スポ総合開会式	国スポ総合閉会式
開会宣言／国旗掲揚／大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚／開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚／天皇杯・皇后杯返還／大会会長あいさつ／文部科学大臣あいさつ／天皇陛下お言葉／炬火点火／選手代表宣誓	成績発表／表彰状授与／天皇杯・皇后杯授与／大会会長あいさつ／スポーツ庁長官あいさつ／開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納／大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納／国旗降納／炬火納火／団体旗引継／次期開催県旗掲揚／閉会宣言

### ■日本障がい者スポーツ協会の開催基準要綱：§ 15

「できるだけ簡素なもの」と規定され、過去の大会は下記のプログラムで構成されています。

全障スポ開会式	全障スポ閉会式
開式通告／役員・選手団入場／開会宣言・大会会長あいさつ／国旗掲揚、大会旗・開催県旗・会場地旗掲揚／文部科学大臣あいさつ／皇族のおことば／炬火入場・点火／選手代表宣誓／歓迎演技／閉式宣言	開式通告／大会会長あいさつ／スポーツ庁長官あいさつ／皇族のおことば／大会旗・開催県旗・会場地旗降納／国旗降納／大会旗引継／炬火納火／閉式宣言



## 2 炬火(きょか)

新しい大会の炬火については、採火・点火方法などを多方面から検討していきます。



## 3 国スポの各競技会の表彰式

実施主体である市町・競技団体が協議の上、実施していきます。

## 参考 表彰式の関係規定

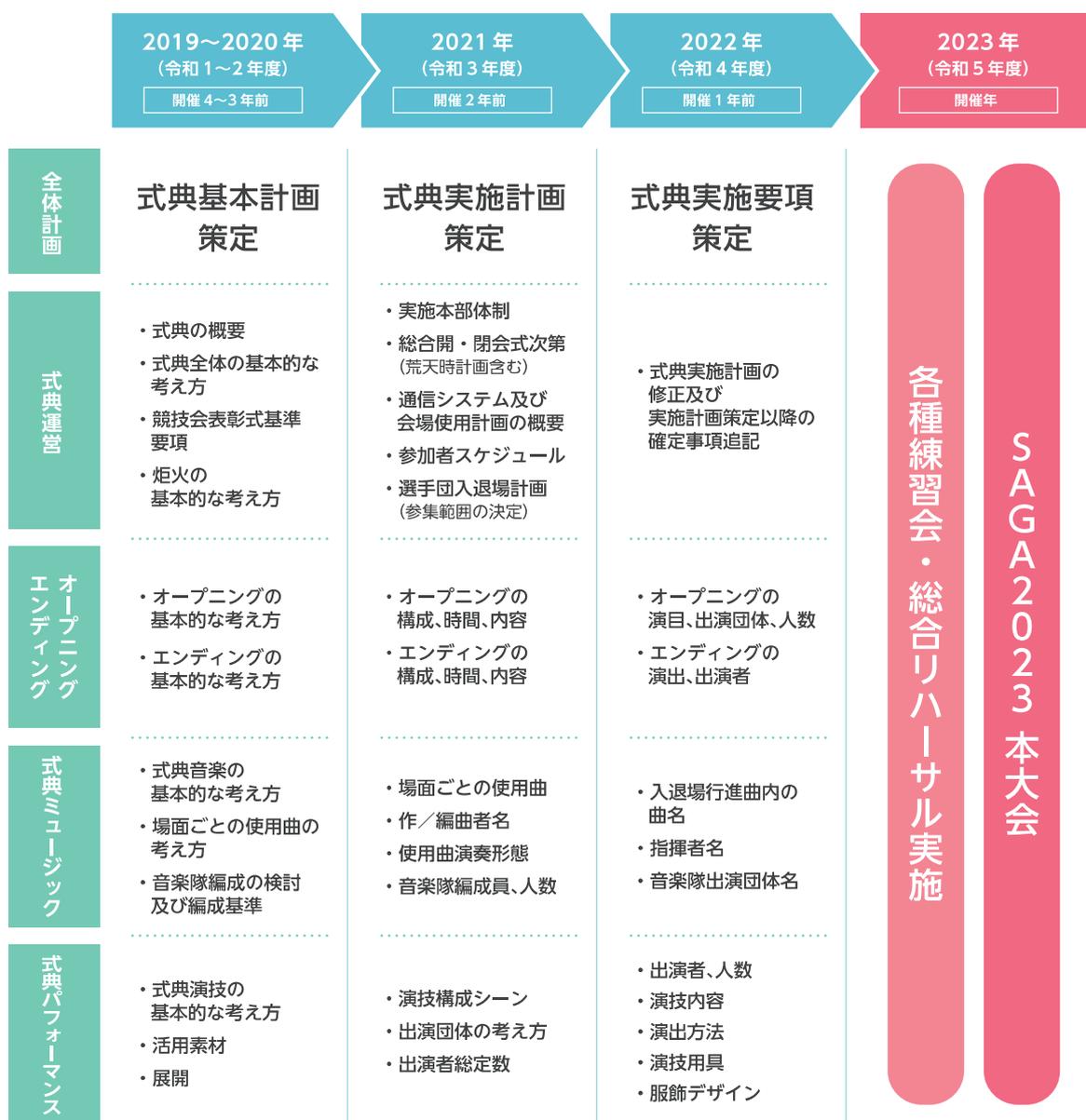
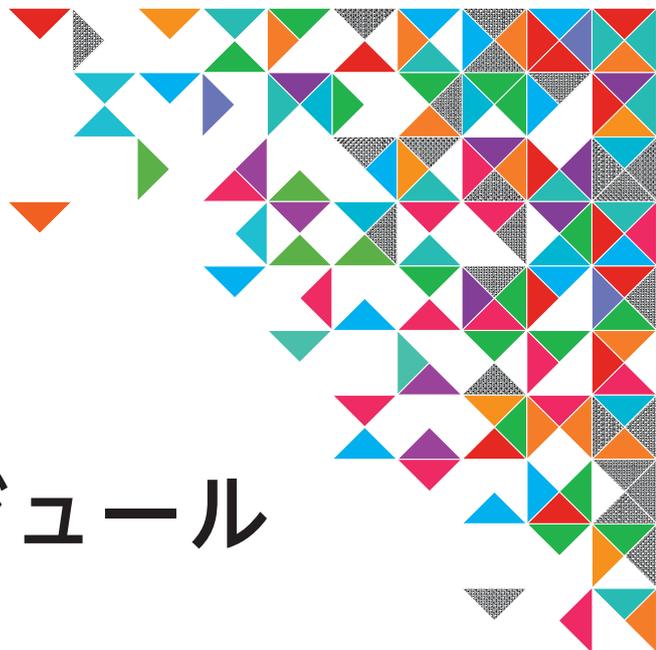
### ■日本スポーツ協会の開催基準要項：§ 20、同細則：§ 8

「できるだけ簡素なもので、概ね下記項目」と規定されています。

表彰式項目
成績発表／表彰状授与／大会会長トロフィー授与／競技会会長閉会のあいさつ／会場地代表歓送のことば／国旗降納／大会旗・実施競技団体旗・会場地市町旗降納

# 3

## 式典準備のスケジュール





# SAGA 2023

国スポ・全障スポ  
新しい大会へ。  
すべての人に、スポーツのチカラを。

## 第1次競技施設整備計画について

### 1 趣旨

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技施設整備を計画的かつ円滑に推進するため、同大会競技施設整備基本方針に基づき、中央競技団体正規視察の結果等を踏まえた全般的な整備計画を策定するものである。

なお、本整備計画は現時点における予定であり、今後の状況に応じて見直すものとする。

### 2 施設整備区分一覧（令和2年2月現在）

整備区分 整備主体	新設	改修	仮設	既設	検討中	計
県	3	12	0	3	0	18
市町	5	16	1	9	7	38
民間	0	0	0	4	1	5
計	8	28	1	16	8	61

### 3 用語等の説明

(1) 整備区分は次のとおりとする。

ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。

イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するものをいう。

ウ 「仮設」は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。

エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの（通常の維持修繕を行うものを含む。）をいう。

オ 「検討中」は、整備区分を検討中のものをいう。

(2) 施設の概要は、新設は整備後の施設概要、改修及び既設は現状の施設概要、仮設は競技施設基準の数値を記載した。

## 競技施設基準の改正について

### 1 改正の内容

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会の「オリンピック対策・実行計画」に基づく導入競技について、平成 30 年 6 月に日本スポーツ協会において開催された国体委員会で、第 78 回大会以降も継続して実施することが決定され、令和元年 6 月の国体委員会において、種目ごとの実施規模が決定されたことから、該当の競技を追加するもの。

競技名	改正内容
水泳	オープンウォータースイミング競技の追加
バレーボール	ビーチバレーボール競技の追加
体操	トランポリン競技の追加

- (2) 日本スポーツ協会の定める「国民体育大会施設基準」の改正を反映するもの。

競技名	改正内容
レスリング	摘要の修正（「2 会場に分かれてもよい」を削除）

- (3) 競技の追加や競技名の変更等によるもの。

競技名	改正内容
水泳競技	競技名の変更 (シンクロナイズドスイミング アーティスティックスイミング)
スポーツ クライミング	競技名の変更 (山岳 スポーツクライミング)
ボッチャ	競技の追加

## 輸送・交通基本計画について

### 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関及び関係団体等が相互に緊密な連携を図り、第78回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「全障スポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。

#### 1 輸送・交通業務の一般的事項

##### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

##### ア 参加者

- (ア) 選手団(国スポ：選手・監督、全障スポ：選手・役員)
- (イ) 都道府県本部役員(国スポ)
- (ウ) 大会役員
- (エ) 招待者
- (オ) 競技会役員
- (カ) 競技役員
- (キ) 視察員
- (ク) 報道関係者
- (ケ) 式典出演者
- (コ) 式典実施本部員、式典補助員、式典関係者、式典協力員
- (サ) 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力員
- (シ) 上記の他、県委員会または会場地委員会が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

##### (2) 輸送・交通業務の実施期間

国スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。

ただし、競技の特殊な事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定めるものとする。

全障スポにおける輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

##### (3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、指定乗降地、宿舍、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定め、輸送実施計画等に基づき行う輸送(以下「計画輸送」という。)は、原則として近距離(概ね2キロメートル未満をいう。)は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協

議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

## 2 全国輸送

### (1) 輸送の範囲

国スポにおける全国輸送は、各都道府県選手団、都道府県本部役員等の出発地から宿舍までの間、及び離県の際の宿舍から各都道府県到着地との間の輸送を範囲とする。

全障スポにおける全国輸送は、来県の際の各都道府県参加者の出発地から(3)イに定める指定乗降地までの間、及び離県の際の指定乗降地から各都道府県到着地までの間の輸送を範囲とする。

### (2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 全国輸送に係る業務は、県が各会場地市町、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 全国輸送は、原則として自由集合・自由解散(鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関又は自家用車等を利用して集合、解散することをいう。)とする。なお、(3)アに定める指定下車駅等と宿舍の間は、距離及び公共交通機関の状況等を勘案し、必要に応じて会場地市町が輸送を行うものとする。

### (3) 指定下車駅及び指定乗降地の設定

ア 県は、国スポの全国輸送に当たり、会場地市町と協議のうえ、宿舍の最寄り駅(バス停留所及び空港を含む)から1か所以上を指定下車駅として設定する。指定下車駅は、参加者が来県する際の宿舍までの目標駅となる。

イ 県は、全障スポの全国輸送に当たり、参加者の来県への利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舍及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、来県する際に利用する下車駅等及び離県する際に利用する乗車駅等を指定乗降地として設定する。

### (4) 輸送・交通案内

県は、輸送・交通の主要拠点及び指定乗降地に総合案内所を、会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。

### (5) 「全国輸送実施計画」の策定

県は、関係機関、団体等と調整を図り、「全国輸送実施計画」を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対し来会意向調査を実施する。

## 3 開・閉会式輸送

### (1) 輸送の範囲

国スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と(3)に定める指定集合地との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

全障スポにおける開・閉会式輸送は、参加者の開・閉会式当日における開・閉会式会場と宿舍又は指定集合地若しくは競技会場との間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

### (2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 開・閉会式輸送の業務は、県が各会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 開・閉会式参加者の輸送は、計画輸送とする。

### (3) 指定集合地の設定

県は、開・閉会式参加者の計画輸送を円滑に行うため、会場地市町と協議のうえ、参

加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

なお、国スポの開・閉会式参加者に係る宿舍と指定集合地の間の誘導や輸送は、会場地市町が県と連携して行い、指定集合地において県に引き継ぐものとする。

(4) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 添乗員の配置

計画輸送に使用する借上げバスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の確認のほか事故発生等の緊急時に対応するため、係員が添乗する。

(6) 一般観覧者の輸送

ア 県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関の利用を促進するとともに、鉄道駅及び一般観覧者のための駐車場等と開・閉会式会場の上にシャトルバスを運行する。

イ 自家用車による開・閉会式会場への来場は、身体に障がいのある人等が来場する場合等を除き原則として認めない。

なお、車椅子利用者等専用駐車場を会場内に設置する。

(7) 車両駐車許可証等の交付

開・閉会式会場周辺に乗り入れを認める開・閉会式参加者を輸送する車両等については、乗車区分、駐車区分及び交通誘導計画等を考慮して、別に定める許可証を発行する。

(8) 「開・閉会式輸送実施計画」の策定

県は、式典の実施に係る計画及び開・閉会式会場の整備に係る計画、競技運営計画等と相互に整合性を図り、佐賀市及び関係機関、団体等と調整のうえ、「開・閉会式輸送実施計画」を策定する。

#### 4 競技会場地輸送（国スポ）

(1) 輸送の範囲

競技会場地輸送は、参加者の競技会場、練習会場、(3)に定める指定集合地、指定下車駅、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。

(2) 輸送・交通業務の実施主体等

ア 競技会場地輸送の業務は、会場地市町が、関係機関、団体等の協力を得て行う。

イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

会場地市町は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、参加者の集合・解散場所として、宿舍の近隣に指定集合地を設定する。

(4) 計画輸送経路の設定

会場地市町は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。

(5) 広域配宿における輸送

会場地市町以外の市町村に所在する旅館等を宿舎とする広域配宿における参加者の輸送は、当該競技の会場地市町が行う。

(6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の参加者の輸送は、関係会場地市町が協議のうえ行う。

- ( 7 ) 全国輸送及び開・閉会式輸送との連携  
会場地市町は、競技会場地輸送を行うにあたっては、全国輸送及び開・閉会式輸送との連携を図るものとする。
- ( 8 ) 一般観覧者の輸送  
会場地市町は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- ( 9 ) 輸送・交通案内  
会場地市町は、指定下車駅等に案内所を設置し、参加者及び一般観覧者に対して輸送・交通案内を行う。
- ( 10 ) 「国スポ競技会場地輸送実施計画」の策定  
会場地市町は、本計画に基づき、関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「国スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

## 5 競技会場地輸送（全障スポ）

- ( 1 ) 輸送の範囲  
競技会場地輸送は、参加者の指定乗降地、競技会場、練習会場、宿舎又は( 3 )に定める指定集合地、その他大会諸行事に直接関連する会場等の相互間の輸送、及び一般観覧者の輸送を範囲とする。
- ( 2 ) 輸送・交通業務の実施主体  
ア 競技会場地輸送の業務は、県が全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て行う。  
イ 参加者の競技会場地輸送は、計画輸送とする。
- ( 3 ) 指定集合地の設定  
県は、参加者の計画輸送を円滑に行うため、必要に応じ、全障スポ会場地市町と協議のうえ、参加者の集合・解散場所として、宿舎の近隣に指定集合地を設定する。
- ( 4 ) 計画輸送経路の設定  
県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と協議のうえ、計画輸送経路を設定する。
- ( 5 ) 一般観覧者の輸送  
県は、一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を行うため、競技会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から競技会場までの距離等を勘案し、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等の協力を得て、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。
- ( 6 ) 輸送・交通案内  
県は、指定乗降地等に案内所を設置し、一般観覧者等に対して、輸送・交通案内を行う。
- ( 7 ) 「全障スポ競技会場地輸送実施計画」の策定  
県は、全障スポ会場地市町及び関係機関、団体等と調整を図り、輸送対象者、計画輸送経路、発着場所、発着時間等を内容とする、「全障スポ競技会場地輸送実施計画」を策定する。

## 6 輸送力と駐車場の確保

- ( 1 ) 輸送力の確保

## ア 全国輸送における輸送力の確保等

県は、現状の公共交通機関の輸送力を踏まえ、必要に応じて、鉄道の増発・増結、航空機の増便等を関係機関、団体等に要請する。

なお、全障スポにおいては、指定乗降地における乗降のサポート、停車時間の延長、車椅子利用者の移動動線の調整その他円滑な輸送に必要な便宜が図られるよう協力を要請する。

## イ 開・閉会式輸送及び競技会場地輸送における輸送力の確保

### (ア) 借上げバス等の確保

県は、関係機関、団体等の協力を得て、開・閉会式輸送及び全障スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両を確保する。国スポ会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、国スポ競技会場地輸送に必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、会場地市町ごとの必要バス台数を調査し、会場地市町と協議のうえ、バス確保に向けた必要な対策を講じる。

### (イ) 公共交通機関による輸送

県及び会場地市町は、関係機関、団体等の協力を得て、鉄道、路線バスによる輸送力の確保に努める。

なお、必要と認められる場合には鉄道、路線バスの増発、バス路線の変更や停留所の臨時設置などを要請する。

### (ウ) 予備車の確保

県及び会場地市町は、予備車を準備して、緊急時に備える。

## (2) 駐車場の確保

### ア 開・閉会式輸送における駐車場の確保

県は、開・閉会式会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

また、一般観覧者をシャトルバスで輸送するため、一般観覧者のための臨時駐車場を設置する。

### イ 競技会場地輸送における駐車場の確保

会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場の周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、会場周辺に駐車場を確保する。

県は、全障スポの競技会場周辺の道路交通事情及び参加者等の車両台数を勘案し、全障スポの会場地市町の協力を得て、会場周辺に駐車場を確保する。

## 7 交通渋滞及び交通安全対策

### (1) 交通渋滞及び交通安全対策

県は、開・閉会式会場及び全障スポの競技会場について、国スポ会場地市町は、国スポの競技会場及び練習会場について、各会場周辺の交通安全と円滑な輸送を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

なお、交通の誘導及び交通規制の実施に当たっては、会場周辺の住民等に広報し協力を要請するとともに、交通案内標識や案内板等の設置や各種広報媒体の活用により周知に努め、関係車両及び一般車両の円滑な交通を確保する。

### (2) 輸送・交通業務に係る講習

ア 輸送・交通担当係員の講習

県及び会場地市町は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて輸送・交通担当係員に対して、講習会を実施する。

イ 輸送関係機関の乗務員等の講習

県は、バス、タクシー等の輸送関係機関、団体に対し、業務内容の徹底及びサービス向上のため、必要に応じて、乗務員等に対する講習会の実施を要請する。

(3) 輸送本部の設置

県及び国スポ会場地市町は、本計画に掲げる輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

また、県は開・閉会式会場に輸送・交通現地本部を設置する。

## 8 環境に配慮した運営

(1) 「歩くライフスタイル」の取り組み

県及び会場地市町は、県で取り組んでいる「歩くライフスタイル」を踏まえ、開・閉会式及び競技会会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるとともに、「歩かせる」対策を講じるなど、環境に配慮した運営に努める。

## 9 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

## 警備・消防専門委員会の設置について

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員などの大会関係者及び一般観覧者の安全・安心を確保し、円滑な大会運営が行われるよう警備・消防防災に関しての方策等を専門的見地から審議するため、警備・消防専門委員会を設置する。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の改正

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
略	略	略
警備・消防 専門委員会	1 <u>警備、消防及び防災の方針・計画の立案に関すること。</u>	1 <u>警備、消防及び防災の計画の推進に関すること。</u>
	2 <u>その他警備、消防及び防災の重要な事項に関すること。</u>	2 <u>その他、警備、消防及び防災に係る事項の推進に関すること。</u>

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

## 警備・消防防災基本方針について

### 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会警備・消防防災基本方針

第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。)における警備・消防防災対策については、警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、警備・消防防災体制の確立を図り、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

#### 1 警備対策

開・閉会式会場、競技会場、練習会場(以下「会場等」という。) 宿泊施設及び沿道等における事件・事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

また、両大会の期間中には、関係機関及び団体等の協力を得て防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

#### 2 消防防災対策

会場等、宿泊施設及び沿道等の火災その他の災害予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

また、両大会の期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

#### 3 大規模災害・突発重大事案対策

会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

#### 4 関係機関及び団体等との連絡調整

県及び会場地市町は、関係機関及び団体等との緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備・消防防災対策の円滑な推進を図る。

専門委員会規程の改正について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	現行
<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程（案）</p> <p>平成27年（2015年）12月24日 第1回常任委員会決定 平成28年（2016年）12月22日 第3回常任委員会一部改正 平成29年（2017年）6月5日 第4回常任委員会一部改正 平成29年（2017年）12月22日 第5回常任委員会一部改正 平成30年（2018年）7月18日 第7回常任委員会一部改正 平成30年（2018年）12月20日 第8回常任委員会一部改正 令和2年（2020年）2月13日 第10回常任委員会一部改正 令和2年（2020年）7月21日 第12回常任委員会一部改正</p> <p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（委員会の種類等） 第2条（略） （役員） 第3条（略）</p>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程</p> <p>平成27年（2015年）12月24日 第1回常任委員会決定 平成28年（2016年）12月22日 第3回常任委員会一部改正 平成29年（2017年）6月5日 第4回常任委員会一部改正 平成29年（2017年）12月22日 第5回常任委員会一部改正 平成30年（2018年）7月18日 第7回常任委員会一部改正 平成30年（2018年）12月20日 第8回常任委員会一部改正 令和2年（2020年）2月13日 第10回常任委員会一部改正</p> <p>（趣旨） 第1条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員会の種類等） 第2条（略） （役員） 第3条（略）</p>

- (会議)  
第4条 (略)  
2・3 (略)  
4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めるときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。
- (部会)  
第5条 (略)  
(委任)  
第6条 (略)
- 附則  
1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。  
2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。  
3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。  
4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。  
5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。  
6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。  
7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。  
8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。

- (会議)  
第4条 (略)  
2・3 (略)  
(新設)  
(新設)
- (部会)  
第5条 (略)  
(委任)  
第6条 (略)
- 附則  
1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。  
2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。  
3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。  
4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。  
5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。  
6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。  
7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催準備総合計画・会期の重要な事項に関すること。 2 会場地及び競技施設の重要な事項に関すること。 3 県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関すること。	1 開催準備総合計画の推進に関すること。 2 文化プログラムの推進に関すること。 3 リハーサル大会の推進に関すること。

別表(2条関係)

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関すること。 2 会場地及び競技施設の選定立案に関すること。 3 県及び市町の所掌業務等の立案に関すること。	1 総合的な方針・計画の推進に関すること。 2 文化プログラムの推進に関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。

	<p>4 <u>開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>他の専門委員会に属さない重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>4 <u>他の専門委員会に属さない事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	
<p>施設関係</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設の整備に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備推進に関すること</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備推進に関すること</u>。</p> <p>3 <u>その他施設に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設関係</p>
<p>施設・競技専門委員会</p>	<p>1 <u>実施予定競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技の企画運営の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技役員等の養成・編成の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>競技用具の整備計画の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技運営に係る計画の推進に関すること</u>。</p> <p>2 <u>競技役員等の養成・編成の推進に関すること</u>。</p> <p>3 <u>競技用具の整備に係る事項の推進に関すること</u>。</p> <p>4 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進に関すること</u>。</p> <p>5 <u>競技記録集計処理の推進に関すること</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設・競技専門委員会</p> <p>競技関係</p>
	<p>4 <u>開閉式の会場地及び施設の選定立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>他の専門委員会に属さない事項の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>4 <u>リハーサル大会の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>	
<p>施設関係</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>その他施設の整備計画の立案</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技施設等の整備推進に関すること</u>。</p> <p>2 <u>情報通信施設の整備推進に関すること</u>。</p> <p>3 <u>その他施設に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設関係</p>
<p>施設・競技専門委員会</p>	<p>1 <u>実施予定競技の選定立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>2 <u>競技の企画運営の計画立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>3 <u>競技役員等の養成・編成の計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>4 <u>競技用具の整備計画立案</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>5 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項の計画策定</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 <u>競技運営に係る計画の推進に関すること</u>。</p> <p>2 <u>競技役員等の養成・編成の推進に関すること</u>。</p> <p>3 <u>競技用具の整備に係る事項の推進に関すること</u>。</p> <p>4 <u>デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進に関すること</u>。</p> <p>5 <u>競技記録集計処理の推進に関すること</u>。</p> <p>6 <u>その他競技に係る事項の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>施設・競技専門委員会</p> <p>競技関係</p>

<p>広報・県民運動 専門委員会</p>	<p>1 広報の方針・計画の重要な事項に関すること。 2 県民運動の方針・計画の重要な事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 広報活動に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・メッセージ、マスク等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像、記録写真等に関すること。 6 その他広報及び県民運動に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。</p>	<p>広報・県民運動 専門委員会</p>	<p>1 広報の方針・計画の立案に関すること。 2 県民運動の方針・計画の立案に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 広報活動に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスク等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像、記録写真等に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。</p>
<p>宿泊・医事・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の方針・計画の重要な事項に関すること。 2 医事・衛生の方針・計画の重要な事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。</p>	<p>宿泊・医事・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の方針・計画の立案に関すること。 2 医事・衛生の方針・計画の立案に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の重要な事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に係る事項(ただし、重要な事項に関するものを除く。)に関すること。</p>	<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。</p>

改正後		現行	
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の方針・計画の立案に関すること。</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>
式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 式典音楽に関すること。</li> <li>3 式典演技に関すること。</li> <li>4 大会旗・炬火リレーに関すること。</li> <li>5 その他式典に係る事項(ただし、重要な事項に<u>関することを除く。)</u>に関すること。</li> </ol>	式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。</li> <li>2 式典音楽に関すること。</li> <li>3 式典演技に関すること。</li> <li>4 大会旗・炬火リレーに関すること。</li> <li>5 その他式典に関すること。</li> </ol>
警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備、消防及び防災の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項(ただし、<u>重要な事項に関することを除く。)</u>に関すること。</li> </ol>	警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備、消防及び防災の方針・計画の立案に関すること。</li> <li>2 その他警備、消防及び防災の重要な事項に関すること。</li> </ol>

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

## 《審議事項》

### 第1号議案

## 令和元年度 事業報告

- 1 開催準備事業
  - (1) 競技役員等養成事業
  - (2) 中央競技団体正規視察
  - (3) 広報事業
  - (4) 県民運動事業
  - (5) 情報支援ボランティア養成事業
  - (6) 式典準備事業
  - (7) 会場地内定等に係る市町、競技団体等との連絡調整
  
- 2 会議の開催
  - (1) 総会(1回)
  - (2) 常任委員会(2回)
  - (3) 総務企画専門委員会(2回)
  - (4) 施設・競技専門委員会(1回)
  - (5) 広報・県民運動専門委員会(3回)
  - (6) 宿泊・医事・衛生専門委員会(1回)
    - ア 宿泊部会(1回)
    - イ 医事・衛生部会(1回)
  - (7) 輸送・交通専門委員会(2回)
  - (8) 式典専門委員会(2回)
  - (9) 市町連絡会議(2回)
  - (10) 競技運営連絡会議(1回)
  
- 3 各種調査等の実施
  - 先催県の情報収集 等
  
- 4 協議・連絡調整の実施
  - スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会等、関係機関・団体との協議・連絡調整

## 1 開催準備事業

### (1) 競技役員等養成事業

- ・競技役員養成事業 29競技団体実施(41競技団体内)
- ・開催準備活動事業 33競技団体実施(41競技団体内)

### (2) 中央競技団体正規視察

No.	日付	競技名	市町名
1	平成31年4月23～25日	軟式野球	唐津市、伊万里市、 武雄市、鹿島市、 嬉野市、有田町
2	令和元年5月22日	弓道	多久市
3	令和元年7月18日	剣道	神埼市
4	令和元年11月18～19日	水泳	佐賀市、伊万里市
5	令和元年11月22日	ライフル射撃(CP)	佐賀市
6	令和2年1月21日	ソフトテニス	唐津市
7	令和2年1月22～24日	バレーボール	佐賀市、鳥栖市、 伊万里市、小城市、 吉野ヶ里町、みやき町
8	令和2年1月24日	柔道	佐賀市
9	令和2年1月28日	体操	佐賀市
10	令和2年2月17日	ボート	佐賀市

### (3) 広報事業

- ①国スポ・全障スポ佐賀大会ホームページの公開(4月)
- ②サガテレビ「スポ×イズム(全12話×2回)」の制作・放送(10月～3月)
- ③大会PRブース出展、PRグッズ配布等
  - ・「障害者スポーツフェスタ2019 in うれしの」(11月)
  - ・「Vリーグ交流戦(SAGA サンライズパーク)」(12月)
- ④大会愛称・メッセージ「SAGA2023 新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」を発表(1月15日)
- ⑤「SAGA2023」ロゴデザインガイドマニュアルの作成(3月)等

### (4) 県民運動事業

- イベント募金の実施(「いだてん」トークツアーin有田町)(11月)等

### (5) 情報支援ボランティア養成事業

大会に必要な情報支援ボランティア(手話、要約筆記)の養成を佐賀県聴覚障害者サポートセンターに業務委託(内容)

- ・養成業務専従職員(手話)の配置
- ・養成研修に向けた教材作成
- ・指導者養成研修の開催(6回)
- ・連絡会議開催(2回)等

### (6) 式典準備事業

- 式典基本構想策定に係る業務委託の実施 等

### (7) 会場地内定等に係る市町、競技団体等との連絡調整

- 国スポ・全障スポの競技会場地の内定に向けて、市町や競技団体等と連絡調整を実施

## 2 会議の開催

### (1) 総会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第6回 総会	令和元年5月29日(水) 14:00～15:00 ホテル グランデはがくれ	①会則の改正(案) ②平成30年度事業報告 ③平成30年度補正予算(会長専決) ④平成30年度収支決算(案) ⑤令和元年度事業計画(案) ⑥平成31年度暫定収支予算(会長専決) ⑦令和元年度収支予算(案)

### (2) 常任委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第9回 常任委員会	令和元年5月29日(水) 13:00～14:00 ホテル グランデはがくれ	①各種方針等の改正(案) ②募金・企業協賛推進基本方針(案) ③会場地の第5次内定(案) ④輸送・交通基本方針(案) ⑤会期(案)
第10回 常任委員会	令和2年2月13日(木) 13:30～14:30 ホテル グランデはがくれ	①会場地の第6次内定(案) ②公開競技の会場地内定(案) ③デモンストレーションスポーツ実施競技 及び会場地内定(案) ④第1次競技施設整備計画(案) ⑤競技施設基準の改正(案) ⑥輸送・交通基本計画(案) ⑦警備・消防専門委員会の設置(案) ⑧県民運動基本方針(案)及び計画(案)

### (3) 総務企画専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第7回 総務企画専門 委員会	令和元年5月16日(木) 14:00～15:00 県庁新館11号会議室	①会場地の第5次内定(案) ②会期(案)
第8回 総務企画専門 委員会	令和2年2月6日(木) 10:30～11:30 県庁新館特別会議室	①会場地の第6次内定(案) ②公開競技の会場地内定(案) ③デモンストレーションスポーツの会場地 内定(案)

### (4) 施設・競技専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第4回 施設・競技専門 委員会	令和2年1月29日(水) 14:00～16:00 県庁新館11号会議室	①第1次競技施設整備計画(案) ②競技施設基準の改正(案) ③デモンストレーションスポーツの実施競 技内定(案)

### (5) 広報・県民運動専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第4回 広報・県民運動 専門委員会	令和元年5月20日(月) 14:00～15:00 県庁旧館正庁	①募金・企業協賛推進基本方針(案)
第5回 広報・県民運動 専門委員会	令和元年8月27日(火) 10:00～ 県庁新館11号会議室	①県民運動基本方針(案)及び計画(案) ②募金・企業協賛推進要項(案)
第6回 広報・県民運動 専門委員会	令和元年12月6日(金) 9:30～ 県庁新館特別会議室	①県民運動基本方針(案)及び計画(案) ②愛称・スローガン(案)

## (6) 宿泊・医事・衛生専門委員会(部会)

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回 宿泊部会	令和2年1月9日(木) 14:00~15:00 県庁新館9号会議室	宿泊施設充足対策要項(案)
第1回 医事・衛生部会	令和2年1月10日(金) 13:00~14:00 県庁新館11号会議室	①防疫対策要項(案) ②食品衛生対策要項(案) ③環境衛生対策要項(案)
第3回 宿泊・医事・衛生 専門委員会	令和2年1月20日(月) 14:00~15:30 県庁新館大会議室	①宿泊施設充足対策要項(案) ②防疫対策要項(案) ③食品衛生対策要項(案)

## (7) 輸送・交通専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回 輸送・交通専門 委員会	令和元年5月24日(金) 13:30~15:00 県庁新館11号会議室	輸送・交通基本方針(案)
第2回 輸送・交通専門 委員会	令和2年2月6日(木) 13:30~14:50 県庁新館大会議室	輸送・交通基本計画(案)

## (8) 式典専門委員会

会議名	日時・場所	主な審議内容
第1回 式典専門委員会	令和元年9月20日(金) 14:00~15:30 県庁新館11号会議室	式典基本構想の策定について(案)
第2回 式典専門委員会	令和2年3月24日(火) 書面開催	①式典基本構想(案) ②式典専門委員会部会設置要綱(案)

## (9) 市町連絡会議

会議名	日時・場所	主な内容
第12回 市町連絡会議	令和元年8月8日(木) 13:30~17:00 自治会館大会議室	①市町実行(準備)委員会の設立 ②市町運営費補助制度の概要 ③輸送・交通業務 ④競技施設整備計画の策定に向けた調査 ⑤令和2年度競技施設整備費補助事業
第13回 市町連絡会議	令和2年2月5日(水) 13:00~17:15 ガーデンテラス佐賀 ホテル&マリトピア	①愛称・メッセージの決定 ②SAGA2023公式ホームページ ③県民運動について ④令和3年度競技施設整備費補助事業 ⑤先催市町説明会(茨城県常陸太田市、大洗町)

## (10) 競技運営連絡会議

会議名	日時・場所	主な内容
第1回 競技運営連絡 会議	令和2年2月5日(水) 13:45~17:45 ガーデンテラス佐賀 ホテル&マリトピア	①サービスについて ②広報について ③令和2年度競技運営関係スケジュール ④競技用具整備計画第2次調査 ⑤競技役員等編成第2次調査 ⑥リハーサル大会第2次調査 ⑦競技団体・市町の打合せ

### 3 各種調査等の実施

・全障スポ開催県連絡会議(三重県) *	7月18日～19日
・国スポ開催県検討会議(佐賀県) *	7月24日～25日
・茨城国体視察 *	9月～10月
・茨城全障スポ視察 *	(台風19号により大会中止)
・茨城国体・全障スポ後催県報告会 *	11月26日～28日
・国スポ開催県検討会議(滋賀県) *	1月29日～30日
等	

### 4 協議・連絡調整の実施

・文科省、スポーツ庁及び国交省に政策提案を実施(東京都) *	5月30日
・日スポ協 令和元年度第1回国体委員会(東京都) *	6月13日
・日スポ協 令和元年度第2回国体委員会(東京都) *	8月29日
・日スポ協 令和元年度第3回国体委員会(東京都) *	12月12日
・日障スポ協 全障スポ 大会委員会(東京都) ※	1月28日
・日スポ協 令和元年度第4回国体委員会(書面開催) *	3月5日
等	

\* は県予算で実施・参加した会議等

※は日障スポ協の費用負担で参加した会議

第2号議案

令和元年度補正予算  
(会長専決:令和2年3月23日決裁)

1 収入の部 (単位:千円)

科目	現計 予算額	補正額	補正後 予算額	内容
負担金	59,609	▲12,127	47,482	佐賀県負担金
その他収入	4,587	—	4,587	前年度繰越金、 預金利息
合計	64,196	▲12,127	52,069	

2 支出の部 (単位:千円)

科目	現計 予算額	補正額	補正後 予算額	内容
事業費	63,657	▲12,127	51,530	競技役員等養成事業、 広報事業等の減
事務局経費	539	—	539	事務局運営費
合計	64,196	▲12,127	52,069	

第3号議案

令和元年度収支決算(案)

1 収入の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	収入額 (D)	比較 (E=D-C)	内容
負担金	59,609,000	▲12,127,000	47,482,000	47,482,000	0	佐賀県負担金
その他 収入	4,587,000	—	4,587,000	4,587,063	63	・前年度繰越金 (4,586,968円) ・預金利息 (95円)
合計	64,196,000	▲12,127,000	52,069,000	52,069,063	63	

2 支出の部

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C=A+B)	支出額 (D)	比較 (E=D-C)	内容
事業費	63,657,000	▲12,127,000	51,530,000	38,323,751	▲13,206,249	・競技役員等養成事業 ・中央競技団体正規視察 ・広報事業 ・県民運動事業 ・情報支援ボランティア養成事業 ・式典準備事業 ・会議開催費等
事務局 経費	539,000	—	539,000	457,737	▲81,263	事務局運営費
合計	64,196,000	▲12,127,000	52,069,000	38,781,488	▲13,287,512	

(単位:円)

収入合計額	52,069,063
支出合計額	38,781,488
差引残額	13,287,575

## 監 査 報 告

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 18 条の規定に基づき、令和元年度事業報告及び収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを確認しました。

令和 2 年 5 月 11 日

監 事 大川内 明子



監 事 江 副 礼喜



監 事 大田 芳洋



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会 会長 山口 祥義 様

## 第4号議案

# 令和2年度事業計画（案）

### 1 開催準備業務

- (1) 広報事業
- (2) 県民運動事業
- (3) 募金・企業協賛推進事業
- (4) 全障スポ会場地施設調査
- (5) 情報支援ボランティア養成事業
- (6) 競技役員養成事業
- (7) 開催準備活動事業
- (8) 式典事業
- (9) 式典会場等整備事業
- (10) 宿泊衛生事業
- (11) 輸送交通事業
- (12) 県外競技会運営委員会
- (13) 中央競技団体正規視察
- (14) 競技会実施に向けた競技団体、関係者へのヒアリング

### 2 会議の開催

- (1) 準備委員会総会（2回）
- (2) 準備委員会常任委員会（4回）
- (3) 総務企画専門委員会（4回）
- (4) 施設・競技専門委員会（3回）
- (5) 広報・県民運動専門委員会（2回）
- (6) 宿泊・医事・衛生専門委員会（1回）
  - ア 宿泊部会（1回）
  - イ 医事・衛生部会（2回）
  - ウ 献立部会（設置予定）（1回）
- (7) 輸送・交通専門委員会（2回）
- (8) 式典専門委員会（2回）
- (9) 警備・消防専門委員会（2回）
- (10) 県外競技運営委員会（設置予定）（各1回）
- (11) 市町連絡会議・競技運営連絡会議（各2回）

### 3 各種調査の実施

先催県の情報収集 等

### 4 協議・連絡調整の実施

スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、  
関係機関・団体との協議・連絡調整

# 1 開催準備事業

## (1) 広報事業

- ①テーマソング・ダンス作成
- ②開催決定記念イベントの実施
- ③ポスター等啓発グッズの作成
- ④広報ボランティアの養成事業
- ⑤ミニ番組「スポ×イズム」製作・放送
- ⑥広報誌の発行
- ⑦SAGA2023プロジェクトアドバイザー事業
- ⑧県内意識調査事業
- ⑨ホームページ運営保守
- ⑩SAGA2023総括デザイナー事業
- ⑪SAGA2023PR 事業 等

## (2) 県民運動事業

大会への県民参加を促すためのリーフレット作成等

## (3) 募金・企業協賛推進事業

募金・企業協賛募集リーフレットの作成等

## (4) 全障スポ会場地施設調査

障害者支援団体や選手による全障スポ競技会場の現地調査の実施等

## (5) 情報支援ボランティア養成事業

大会に必要な情報支援ボランティア(手話、要約筆記)の養成を佐賀県聴覚障害者サポートセンターに業務委託

## (6) 競技役員養成事業

競技会運営に必要な審判員等の競技役員を養成するための、競技団体に対する補助

## (7) 開催準備活動事業

競技会運営のノウハウを得るための、競技団体に対するリハ大会等の視察費用の補助

## (8) 式典事業

式典基本計画(案)の策定に係る業務委託を実施

## (9) 式典会場等整備事業

開・閉会式会場の整備基本計画(案)の策定に係る業務委託を実施

## (10) 宿泊衛生事業

宿泊施設データベース(料金、施設概要等)の整備に係る業務委託を実施

## (11) 輸送交通事業

輸送交通対策の検討に必要な現況調査に係る業務委託を実施

## (12) 県外競技会運営委員会

県外競技会に係る運営委員会議を実施等

## (13) 中央競技団体正規視察

No.	競技名		市町名
1	自転車	トラック	武雄市
		ロード	大分県日田市(オートボリス)
2	馬術		兵庫県三木市(三木ホースランドパーク)
3	フェンシング		佐賀市
4	ライフル射撃	CP 以外	大分県由布市(庄内屋内競技場他)
5	スポーツクライミング		多久市
6	カヌー	スプリント	佐賀市
		スラローム	鹿児島県湧水町
		／ワイルドウォーター	(湧水町轟の瀬特設カヌー競技場)

## (14) 競技会実施に向けた競技団体、関係者へのヒアリング

競技会の円滑な運営や、新しい大会への取組等について、市町や競技団体等と連絡調整を実施

## 2 会議の開催

会議名		開催予定回数
総会		2回
常任委員会		4回
専門委員会	総務企画専門委員会	4回
	施設・競技専門委員会	3回
	広報・県民運動専門委員会	2回
	宿泊・医事・衛生専門委員会	1回
	宿泊部会	1回
	医事・衛生部会	2回
	献立部会(設置予定)	1回
	輸送・交通専門委員会	2回
	式典専門委員会	2回
	警備・消防専門委員会	2回
県外競技会運営委員会(競技ごとに設置予定)		各1回
市町連絡会議		2回
競技運営連絡会議		2回

## 3 各種調査等の実施

- ・全障スポ開催県連絡会議(栃木県) \* 7月16～17日
- ・国スポ開催県検討会議(滋賀県) \* 8月
- ・鹿児島国体視察 \* (大会延期)
- ・鹿児島全障スポ視察 \* (大会延期)
- ・鹿児島国体・全障スポ後催県報告会 \* 未定
- ・国スポ開催県検討会議(青森県) \* 1月頃
- 等

## 4 協議・連絡調整の実施

- ・文科省、スポーツ庁及び国交省に政策提案を実施(東京都) \* 7月9日
- ・日スポ協 令和元年度第1回国体委員会(東京都) \* 7月17日
- ・日スポ協 令和元年度第2回国体委員会(東京都) \* 8月
- ・日スポ協 令和元年度第3回国体委員会(東京都) \* 12月
- ・日スポ協 令和元年度第4回国体委員会(東京都) \* 3月
- 等

\*は県予算で実施・参加する会議等

第5号議案

令和2年度暫定収支予算  
(会長専決:令和2年3月23日決裁)

1 収入の部 (単位:千円)

科目	予算額	内容
負担金	104,083	佐賀県負担金
合計	104,083	

2 支出の部 (単位:千円)

科目	予算額	内容
事業費	103,895	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報事業</li> <li>・県民運動事業</li> <li>・募金・企業協賛推進事業</li> <li>・全障スポ会場地施設調査</li> <li>・情報支援ボランティア養成事業</li> <li>・競技役員養成事業</li> <li>・開催準備活動事業</li> <li>・式典事業</li> <li>・式典会場等整備事業</li> <li>・宿泊衛生事業</li> <li>・輸送交通事業</li> <li>・県外競技会運営委員会</li> <li>・中央競技団体正規視察 等</li> </ul>
事務局経費	188	事務局運営費
合計	104,083	

総会開催までに契約手続き等を必要とする経費を計上

第6号議案

令和2年度収支予算(案)

1 収入の部 (単位:千円)

科目	本年度予算額	内容
負担金	127,812	佐賀県負担金
繰越金	13,287	前年度繰越金
その他収入	1	預金利息
合計	141,100	

2 支出の部 (単位:千円)

科目	本年度予算額	内容
事業費	140,538	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報事業</li> <li>・県民運動事業</li> <li>・募金・企業協賛推進事業</li> <li>・全障スポ会場地施設調査</li> <li>・情報支援ボランティア養成事業</li> <li>・競技役員養成事業</li> <li>・開催準備活動事業</li> <li>・式典事業</li> <li>・式典会場等整備事業</li> <li>・宿泊衛生事業</li> <li>・輸送交通事業</li> <li>・県外競技会運営委員会</li> <li>・中央競技団体正規視察 等</li> </ul>
事務局経費	562	事務局経費
合計	141,100	

第7号議案

会則等の改正(案)について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	現行
<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則(案)</p> <p>平成26年(2014年)10月9日 準備委員会設立会決定 平成27年(2015年)10月15日 第3回準備委員会一部改正 平成28年(2016年)5月31日 第2回総会一部改正 平成30年(2018年)5月8日 第4回総会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和元年(2019年)5月29日 第6回総会一部改正 令和2年(2020年)7月21日 第7回総会一部改正</p> <p>第1章 総則 (名称) (略) 第1条 (目的) (略) 第2条 (事業) (略) 第3条 (略)</p>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則</p> <p>平成26年(2014年)10月9日 準備委員会設立会決定 平成27年(2015年)10月15日 第3回準備委員会一部改正 平成28年(2016年)5月31日 第2回総会一部改正 平成30年(2018年)5月8日 第4回総会一部改正 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 令和元年(2019年)5月29日 第6回総会一部改正</p> <p>第1章 総則 (名称) (略) 第1条 (目的) (略) 第2条 (事業) (略) 第3条 (略)</p>

## 第2章 組織

(組織)

第4条 (略)

(役員)

第5条 (略)

(役員を選任)

第6条 (略)

(役員の職務)

第7条 (略)

(任期)

第8条 (略)

(顧問及び参与)

第9条 (略)

## 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 県外競技会運営委員会

(総会)

第11条 (略)

2～6 (略)

7 第4項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) (略)

(2) 専門委員会の種類及び専門委員会に付託または委任する事項

(3) 県外競技会運営委員会の種類及び県外競技会運営委員会に委任する事項

(4) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項

(5) その他委員長が必要と認める事項

5 (略)

## 第2章 組織

(組織)

第4条 (略)

(役員)

第5条 (略)

(役員を選任)

第6条 (略)

(役員の職務)

第7条 (略)

(任期)

第8条 (略)

(顧問及び参与)

第9条 (略)

## 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

(総会)

第11条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(常任委員会)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) (略)

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項

(新設)

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項

(4) その他委員長が必要と認める事項

5 (略)

6 前条第4項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。  
 (専門委員会)  
 第13条 (略)  
 2 (略)  
 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。  
 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に關し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外競技会運営委員会)

第14条 県外競技会運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成する。  
 2 県外競技会運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。  
 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。  
 4 前3項に定めるもののほか、県外競技会運営委員会に關し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会で議決すべき事項に關し、特に緊急を要する場合において、総会を開会する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。  
 2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 (略)

6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。  
 (専門委員会)  
 第13条 (略)  
 2 (略)  
 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。  
 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に關し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(新設)

第4章 専決

(会長の専決)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。  
 2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 (略)

<p>第6章 会計 (経費)</p> <p>第17条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもつて充てる。 (事業計画及び予算)</p> <p>第18条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならぬ。 (事業報告及び決算)</p> <p>第19条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならぬ。 (会計年度)</p> <p>第20条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 準備委員会の会計に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 雑則 (解散)</p> <p>第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。</p> <p>2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 (その他)</p> <p>第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。 7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。</p>	<p>第6章 会計 (経費)</p> <p>第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもつて充てる。 (事業計画及び予算)</p> <p>第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならぬ。 (事業報告及び決算)</p> <p>第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならぬ。 (会計年度)</p> <p>第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 準備委員会の会計に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第7章 雑則 (解散)</p> <p>第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。</p> <p>2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 (その他)</p> <p>第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。</p>
---	--

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正案	現行
<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項について(案)</p> <p>平成27年(2015年)12月24日 第1回総会決定 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正 <u>令和2年(2020年)7月21日</u> <u>第7回総会一部改正</u></p> <p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第12条 第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両大会開催に関する方針及び計画に関すること。</li> <li>2 (略)</li> <li>3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分に関すること。</li> <li>4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること。</li> <li>5 (略)</li> <li>6 競技の企画及び運営に関すること。</li> <li>7 競技役員等の養成・編成に関すること。</li> <li>8 広報及び県民運動に関すること。</li> <li>9 式典の企画及び運営に関すること。</li> <li>10 宿泊及び衛生に関すること。</li> <li>11 輸送及び交通に関すること。</li> <li>12 医療救護、警備及び消防に関すること。</li> <li>13 <u>募金及び企業協賛の推進に関すること。</u></li> <li>14 その他両大会開催準備に関すること。</li> </ol>	<p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項について</p> <p>平成27年(2015年)12月24日 第1回総会決定 平成30年(2018年)7月18日 第5回総会一部改正</p> <p>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第12条 第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 両大会開催に関する方針及び計画の策定に関すること。</li> <li>2 (略)</li> <li>3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分の策定に関すること。</li> <li>4 競技施設等の整備計画の策定に関すること。</li> <li>5 (略)</li> <li>6 競技の企画及び運営の計画策定に関すること。</li> <li>7 競技役員等の養成・編成計画の策定に関すること。</li> <li>8 広報及び県民運動の計画策定に関すること。</li> <li>9 式典の企画及び運営の計画策定に関すること。</li> <li>10 宿泊及び衛生の計画策定に関すること。</li> <li>11 輸送及び交通の計画策定に関すること。</li> <li>12 医療救護、警備及び消防の計画策定に関すること。 (新設)</li> <li>13 その他両大会開催準備の計画策定に関すること。</li> </ol>

## 《参考資料》

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

令和2年7月21日現在

役職名		所属団体・役職名	氏名
会長	県知事	佐賀県知事	山口 祥義
委員	県議会関係 (6名)	佐賀県議会議長	桃崎 峰人
		佐賀県議会副議長	岡口 重文
		佐賀県議会総務常任委員会委員長	定松 一生
		佐賀県議会文教厚生常任委員会委員長	原田 寿雄
		佐賀県議会農林水産商工常任委員会委員長	古賀 陽三
		佐賀県議会地域交流・県土整備常任委員会委員長	大場 芳博
	県関係 (16名)	佐賀県副知事	坂本 洋介
		佐賀県副知事	小林 万里子
		佐賀県政策部部长	進 龍太郎
		佐賀県危機管理・報道局局长	山下 宗人
		佐賀県総務部部长	脇山 行人
		佐賀県地域交流部部长	南 里 隆
		佐賀県県民環境部部长	原 惣一郎
		佐賀県健康福祉部部长	大川内 直人
		佐賀県男女参画・こども局局长	甲斐 直美
		佐賀県産業労働部部长	寺島 克敏
		佐賀県農林水産部部长	池田 宏昭
		佐賀県県土整備部部长	平 尾 健
		佐賀県教育委員会教育長	落合 裕二
		佐賀県警察本部本部長	杉内 由美子
	佐賀県首都圏事務所所長	元村 直実	
	佐賀県関西・中京事務所所長	吉原 修	
	市町議会関係 (20名)	佐賀市議会議長	川原田 裕明
		唐津市議会議長	田中 秀和
		鳥栖市議会議長	森山 林
		多久市議会議長	山本 茂雄
		伊万里市議会議長	馬場 繁
		武雄市議会議長	山口 昌宏
		鹿島市議会議長	角田 一美
		小城市議会議長	中島 正之
		嬉野市議会議長	田中 政司
		神埼市議会議長	中野 均
		吉野ヶ里町議会議長	筒井 佐千生
基山町議会議長		品川 義則	
上峰町議会議長		中山 五雄	
みやき町議会議長		田中 俊彦	
玄海町議会議長		上田 利治	
有田町議会議長		松尾 文則	
大町町議会議長		三谷 英史	
江北町議会議長		西原 好文	
白石町議会議長		片淵 栄二郎	
太良町議会議長	坂口 久信		

役職名		所属団体・役職名	氏名
市町関係 (20名)		佐賀市市長	秀島 敏行
		唐津市市長	峰 達郎
		鳥栖市市長	橋本 康志
		多久市市長	横尾 俊彦
		伊万里市市長	深浦 弘信
		武雄市市長	小 松 政
		鹿島市市長	樋口 久俊
		小城市市長	江里口 秀次
		嬉野市市長	村上 大祐
		神埼市市長	松本 茂幸
		吉野ヶ里町町長	伊東 健吾
		基山町町長	松田 一也
		上峰町町長	武廣 勇平
		みやき町町長	末安 伸之
		玄海町町長	脇山 伸太郎
国関係 (5名)		国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所所長	藤本 幸司
		国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所所長	小串 俊幸
		九州運輸局佐賀運輸支局支局長	三 根 徹
		唐津海上保安部部長	林 亮 治
		自衛隊佐賀地方協力本部本部長	安藤 和幸
学校関係 (12名)		佐賀県高等学校長協会会長	渡邊 成樹
		佐賀県私立中学高等学校校長会会長	吉松 幸宏
		佐賀県小中学校校長会会長	久保 和彦
		佐賀県特別支援学校長会会長	中 路 徹
		佐賀県国公立幼稚園会会長	吉 田 功
		一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	山崎 立哉
		国立大学法人佐賀大学学長	兒玉 浩明
		学校法人永原学園 西九州大学学長	久木野 憲司
		学校法人永原学園 西九州大学短期大学部学長	福元 裕二
		学校法人佐賀龍谷学園 九州龍谷短期大学学長	後藤 明信
		学校法人旭学園 佐賀女子短期大学学長	田口 香津子
スポーツ関係 (59名)		佐賀県専修学校各種学校連合会会長	加藤 雅世子
		公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	副島 良彦
		公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	愛野 時興
		公益財団法人佐賀県スポーツ協会副会長	竹 原 稔
		一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
		公益財団法人佐賀県スポーツ協会常務理事	川崎 真澄
		佐賀県高等学校体育連盟会長	中島 慎一
		佐賀県高等学校野球連盟会長	渡邊 成樹
		佐賀県中学校体育連盟会長	島 一満
	佐賀県スポーツ推進委員協議会会長	中村 直人	

役職名	所属団体・役職名	氏名
	佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	津山 和 繁
	佐賀県障害者スポーツ指導者協議会会長	土井 志 穂
	佐賀県スポーツ推進審議会会長	坂元 康 成
	一般財団法人佐賀陸上競技協会会長	末次 康 裕
	佐賀県水泳連盟会長	高木 辰 巳
	一般社団法人佐賀県サッカー協会会長	福岡 淳二郎
	佐賀県テニス協会会長	緒方 うらら
	佐賀県ボート協会会長	竹尾 啓 助
	佐賀県ホッケー協会会長	笠原 義 久
	佐賀県ボクシング連盟会長	岩田 和 親
	佐賀県バレーボール協会会長	中 富 博 隆
	佐賀県体操協会会長	木原 奉 文
	佐賀県バスケットボール協会会長	祖岩 亨 道
	佐賀県レスリング協会会長	橋本 和 男
	佐賀県ヨット連盟理事長	藤 原 雄
	佐賀県ウエイトリフティング協会会長	中村 敏 則
	佐賀県ハンドボール協会会長	中園 嘉 彦
	佐賀県自転車競技連盟会長	上田 雄 一
	佐賀県ソフトテニス連盟会長	石井 秀 夫
	佐賀県卓球協会会長	吉野 健 二
	佐賀県軟式野球連盟会長	古賀 盛 夫
	佐賀県相撲連盟会長	桃崎 峰 人
	佐賀県馬術連盟会長	曾我 和 弘
	佐賀県フェンシング協会会長	中野 武 志
	佐賀県柔道協会会長	中島 祥 雄
	一般社団法人佐賀県ソフトボール連盟会長	山田 清 夫
	佐賀県バドミントン協会会長	中尾 昌 由
	佐賀県弓道連盟会長	田原 則 夫
	佐賀県ライフル射撃協会会長	八谷 克 幸
	佐賀県剣道連盟会長	井上 正 一 郎
	佐賀県ラグビーフットボール協会会長	古賀 醸 治
	佐賀県山岳・スポーツクライミング連盟会長	宮原 敏 明
	佐賀県カヌー協会会長	留守 茂 幸
	佐賀県アーチェリー協会会長	土井 敏 行
	佐賀県空手道連盟会長	鍋島 直 晶
	佐賀県なぎなた連盟会長	篠塚 周 城
	佐賀県ボウリング連盟会長	山下 雄 平
	佐賀県ゴルフ協会会長	中 山 惠
	佐賀県トライアスロン協会会長	川 添 豊
	佐賀県銃剣道連盟会長	石倉 秀 郷
	佐賀県クレール射撃協会会長	坂本 昭 一
	佐賀県綱引連盟会長	吉田 欣 也
	佐賀県武術太極拳連盟会長	古 川 康
	佐賀県パワーリフティング協会会長	福岡 資 麿
	佐賀県ゲートボール協会会長	蒲地 晴 彦
	佐賀県グラウンド・ゴルフ協会会長	中村 直 人

役職名		所属団体・役職名	氏名
産業・経済関係 (18名)		佐賀県身体障害者陸上競技協会代表	川 尻 信 二
		佐賀県障がい者卓球協会会長	大 塚 直 樹
		佐賀県障害者フライングディスク協会会長	小 林 義 民
		佐賀県レクリエーション協会会長	中 尾 清 一 郎
		佐賀県商工会議所連合会会長	陣 内 芳 博
		佐賀県商工会連合会会長	峰 英 太 郎
		佐賀県中小企業団体中央会会長	内 田 健
		佐賀経済同友会代表幹事	中 尾 清 一 郎
		佐賀県経営者協会会長	戸 上 信 一
		公益社団法人日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会会長	江 崎 正 徳
		佐賀県農業協同組合中央会代表理事会長	金 原 壽 秀
		佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長	西 久 保 敏
		佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長	川 寄 和 正
		佐賀県森林組合連合会代表理事会長	福 島 光 洋
		一般社団法人佐賀県建設業協会会長	松 尾 哲 吾
		佐賀県工業連合会会長	吉 村 正
		一般社団法人佐賀県銀行協会会長	坂 井 秀 明
		佐賀県信用金庫協会会長	松 永 功
		佐賀県信用組合協会会長	栢 森 久
		佐賀県信用保証協会会長	池 田 英 雄
	佐賀県酒造組合会長	馬 場 第一 郎	
	九州電力株式会社執行役員佐賀支店長	内 村 芳 郎	
医療・福祉関係 (13名)		一般社団法人佐賀県医師会会長	松 永 啓 介
		一般社団法人佐賀県歯科医師会会長	門 司 達 也
		公益社団法人佐賀県獣医師会会長	吉 永 貞 一
		一般社団法人佐賀県薬剤師会会長	佛 坂 浩
		公益社団法人佐賀県看護協会会長	南 里 玲 子
		日本赤十字社佐賀県支部支部長	指 山 弘 養
		社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会会長	陣 内 芳 博
		一般社団法人佐賀県身体障害者団体連合会会長	平 川 幸 雄
		佐賀県精神保健福祉連合会会長	松 田 孝
		一般財団法人佐賀県手をつなぐ育成会副会長	中 島 来
		一般社団法人佐賀県視覚障害者団体連合会会長	森 き み 子
		一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会理事長	中 村 稔
		佐賀県難聴者・中途失聴者協会会長	庄 籠 美 樹 子
宿泊・観光・衛生関係 (6名)		一般社団法人佐賀県観光連盟副会長	牛 島 英 人
		一般社団法人日本旅行業協会九州支部佐賀地区委員会委員長	山 田 聡
		さが県産品流通デザイン公社所長	副 島 三 記 子
		佐賀県生活衛生同業組合連合会会長	今 村 芳 幸
		公益社団法人佐賀県食品衛生協会会長	古 川 宗 夫
		公益社団法人佐賀県栄養士会会長	福 山 隆 志
通信・輸送・交通関係 (8名)		一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会会長	金 子 晴 信
		公益社団法人佐賀県トラック協会会長	馬 渡 雅 敏
		西日本電信電話株式会社佐賀支店支店長	島 智 恭
		九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道部部长	保 田 俊
		西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所所長	焼 山 厚 志

役職名		所属団体・役職名	氏名
社会・文化・ 環境関係 (11名)		全日本空輸株式会社佐賀支店支店長	後藤 昌弘
		春秋航空日本株式会社執行役員副社長	黄 姜 麗
		一般財団法人佐賀県交通安全協会会長	坂井 邦夫
		公益財団法人佐賀県芸術文化協会理事長	高島 忠平
		佐賀県PTA連合会事務局長	轟木 政隆
		佐賀県高等学校PTA連合会会長	西岡 豊
		佐賀県地域婦人連絡協議会会長	山口 七重
		佐賀県公民館連合会会長	草場 浩
		一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会会長	木下 治紀
		一般社団法人佐賀県子ども会連合会会長	石丸 正信
		佐賀県連合青年団団長	植松 真理子
		日本ボーイスカウト佐賀県連盟理事長	峯 好一
		ガールスカウト佐賀県連盟連盟長	堤 いと代
		佐賀県青少年育成県民会議会長	稲田 繁生
		警備・消防関係 (2名)	
公益財団法人佐賀県防犯協会会長	指山 弘養		
顧問 (7名)	国会議員	衆議院議員	今村 雅弘
		衆議院議員	原口 一博
		衆議院議員	大串 博志
		衆議院議員	岩田 和親
		衆議院議員	古川 康
		参議院議員	福岡 資麿
		参議院議員	山下 雄平
		参与	県議会議員 〔委員以外〕 (31名)
佐賀県議会議員	石井 秀夫		
佐賀県議会議員	武藤 明美		
佐賀県議会議員	木原 奉文		
佐賀県議会議員	稲富 正敏		
佐賀県議会議員	中倉 政義		
佐賀県議会議員	藤木 卓一郎		
佐賀県議会議員	八谷 克幸		
佐賀県議会議員	石倉 秀郷		
佐賀県議会議員	土井 敏行		
佐賀県議会議員	徳光 清孝		
佐賀県議会議員	宮原 真一		
佐賀県議会議員	坂口 祐樹		
佐賀県議会議員	藤崎 輝樹		
佐賀県議会議員	向門 慶人		
佐賀県議会議員	川崎 常博		
佐賀県議会議員	江口 善紀		
佐賀県議会議員	井上 常憲		
佐賀県議会議員	池田 正恭		
佐賀県議会議員	野田 勝人		
佐賀県議会議員	中本 正一		
佐賀県議会議員	西久保 弘克		
佐賀県議会議員	木村 雄一		

役職名		所属団体・役職名	氏名
		佐賀県議会議員	井上 祐輔
		佐賀県議会議員	弘川 貴紀
		佐賀県議会議員	富田 幸樹
		佐賀県議会議員	古賀 和浩
		佐賀県議会議員	中村 圭一
		佐賀県議会議員	一ノ瀬 裕子
		佐賀県議会議員	古川 裕紀
		佐賀県議会議員	下田 寛
	県教育委員 (5名)	佐賀県教育委員会委員	牟田 清敬
		佐賀県教育委員会委員	小林 由枝
		佐賀県教育委員会委員	加藤 雅世子
		佐賀県教育委員会委員	飯盛 清彦
		佐賀県教育委員会委員	飯盛 裕介
監事		佐賀県会計管理者	大川内 明子
		佐賀県市長会事務局長	江副 元喜
		佐賀県町村会事務局長	大田 芳洋

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則（案）

平成 26 年（2014 年）10 月 9 日  
準備委員会設立会決定  
平成 27 年（2015 年）10 月 15 日  
第 3 回準備委員会一部改正  
平成 28 年（2016 年）5 月 31 日  
第 2 回総会一部改正  
平成 30 年（2018 年）5 月 8 日  
第 4 回総会一部改正  
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日  
第 5 回総会一部改正  
令和元年（2019 年）5 月 29 日  
第 6 回総会一部改正  
令和 2 年（2020 年）7 月 21 日  
第 7 回総会一部改正

## 第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、令和 5 年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定
- （2）大会における実施競技及び会場の選定
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- （4）大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- （5）大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- （6）その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

## 第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1）県、市町の代表者及びその他役職員
- （2）県及び市町の議会の議員
- （3）大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- （4）その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 県外競技会運営委員会

( 総会 )

第 1 1 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について議決する。

( 1 ) 大会の基本構想に関する事項

( 2 ) 会則の制定及び改廃に関する事項

( 3 ) 事業計画及び事業報告に関する事項

( 4 ) 収支予算及び収支決算に関する事項

( 5 ) 常任委員会に委任する事項に関する事項

( 6 ) 準備委員会の解散に関する事項

( 7 ) その他準備委員会の運営に関する重要な事項

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

7 第 4 項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

( 常任委員会 )

第 1 2 条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。

3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。

( 1 ) 総会から委任された事項

( 2 ) 専門委員会の種類及び専門委員会に付託または委任する事項

( 3 ) 県外競技会運営委員会の種類及び県外競技会運営委員会に委任する事項

( 4 ) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項

( 5 ) その他委員長が必要と認める事項

5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。

6 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。

( 専門委員会 )

第 1 3 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 8 条第 1 項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

( 県外競技会運営委員会 )

第 1 4 条 県外競技会運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成する。

2 県外競技会運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 第 8 条第 1 項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員及び監事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、県外競技会運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

#### **第4章 専決処分**

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会で議決すべき事項に関し、特に緊急を要する場合において、総会を開会する時間的余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項を処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

#### **第5章 事務局**

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

#### **第6章 会計**

(経費)

第17条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### **第7章 雑則**

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

#### **附則**

- 1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。
- 2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。
- 3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この会則は、平成30年5月8日から施行する。
- 5 この会則は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この会則は、令和元年5月29日から施行する。
- 7 この会則は、令和2年7月21日から施行する。

# 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項(案)について

平成 27 年 ( 2015 年 ) 12 月 24 日  
第 1 回 総 会 決 定  
平成 30 年 ( 2018 年 ) 7 月 18 日  
第 5 回 総 会 一 部 改 正  
令和 2 年 ( 2020 年 ) 7 月 21 日  
第 7 回 総 会 一 部 改 正

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 1 2 条  
第 4 項第 1 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 両大会開催に関する方針及び計画に関すること。
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること。
- 3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分に関すること。
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること。
- 5 両大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画及び運営に関すること。
- 7 競技役員等の養成・編成に関すること。
- 8 広報及び県民運動に関すること。
- 9 式典の企画及び運営に関すること。
- 10 宿泊及び衛生に関すること。
- 11 輸送及び交通に関すること。
- 12 医療救護、警備及び消防に関すること。
- 13 募金及び企業協賛の推進に関すること。
- 14 その他両大会開催準備に関すること。

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日  
第 1 回 常任委員会 決定  
平成 28 年（2016 年）12 月 22 日  
第 3 回 常任委員会 一部改正  
平成 29 年（2017 年）6 月 5 日  
第 4 回 常任委員会 一部改正  
平成 29 年（2017 年）12 月 22 日  
第 5 回 常任委員会 一部改正  
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日  
第 7 回 常任委員会 一部改正  
平成 30 年（2018 年）12 月 20 日  
第 8 回 常任委員会 一部改正  
令和 2 年（2020 年）2 月 13 日  
第 10 回 常任委員会 一部改正  
令和 2 年（2020 年）7 月 21 日改正  
第 12 回 常任委員会 一部改正

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### （役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

( 会議 )

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会はあるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めるときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

( 部会 )

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

( 委任 )

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。

2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。

3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。

4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。

5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。

6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。

7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。

8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画・会期の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 会場地及び競技施設の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画の推進に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 文化プログラムの推進に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 リハーサル大会の推進に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項（ただし、<u>重要な事項に関することを除く。</u>）に関する<u>こと</u>。</li> </ol>
施設・競技 専門委員会	施設 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設等の整備計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 情報通信施設の整備計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 <u>その他施設の整備に係る重要な事項に関する</u>こと。</li> </ol>
	競技 関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施予定競技の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 競技の企画運営の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 競技用具の整備計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 その他競技に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> </ol>
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の方針・計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 県民運動の方針・計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 県民運動の推進に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 愛称・メッセージ、マスコット等に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 報道機関との調整に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 記録映像、記録写真等に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に係る事項（ただし、<u>重要な事項に関することを除く。</u>）に関する<u>こと</u>。</li> </ol>
宿泊・医事・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の方針・計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 医事・衛生の方針・計画の重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊業務に関する<u>こと</u>。</li> <li>2 標準献立及び食品調達に関する<u>こと</u>。</li> <li>3 医療救護及び防疫に関する<u>こと</u>。</li> <li>4 食品衛生及び環境衛生に関する<u>こと</u>。</li> <li>5 馬事衛生に関する<u>こと</u>。</li> <li>6 その他宿泊及び医事・衛生に係る事項（ただし、<u>重要な事項に関することを除く。</u>）に関する<u>こと</u>。</li> </ol>

<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 全国輸送に関する<u>こと</u>。 2 開・閉会式の輸送に関する<u>こと</u>。 3 競技会場地輸送に関する<u>こと</u>。 4 その他輸送及び交通に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>
<p>式典 専門委員会</p>	<p>1 式典の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他式典に係る重要な事項に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関する<u>こと</u>。 2 式典音楽に関する<u>こと</u>。 3 式典演技に関する<u>こと</u>。 4 大会旗・炬火リレーに関する<u>こと</u>。 5 その他式典に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備、消防及び防災の方針・計画の<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。 2 その他警備、消防及び防災に係る<u>重要な事項</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>1 警備、消防及び防災の計画の推進に関する<u>こと</u>。 2 その他、警備、消防及び防災に係る<u>事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>

- \* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- \* 委任事項：委任された事項を決議すること。